



平成 27 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ブレインパッド
代表者名 代表取締役社長 佐藤 清之輔
(コード番号：3655 東証第一部)
問合せ先 取締役 石川 耕
(TEL. 03-6721-7701)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 18 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更について、平成 27 年 9 月 25 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会の招集権者および議長について、その時点で適切な者を取締役会において選定するため、現行定款第 13 条（招集権者及び議長）に変更を行うものであります。
- (2) 取締役の中から会長を選定できるようにし、かつ専務取締役および常務取締役について取締役の役位として利用する予定がないため、現行定款第 22 条（代表取締役及び役付取締役）について、変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の招集権者および議長についての記載を削除し、取締役会における適切な取締役会規程の制定または決議に委ねるため、現行定款第 23 条（取締役会の招集及び議長）について、変更を行うものであります。
- (4) 解釈が明確となるよう文言を調整するため、現行定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）および現行定款第 40 条（社外監査役との責任限定契約）について変更を行うものであります。なお、現行定款第 29 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除する旨の規定を新設するため、現行定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）および現行定款第 40 条（社外監査役との責任限定契約）について変更を行うものであります。なお、現行定款第 29 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (6) 改正会社法の施行を踏まえ、業務執行の監督を行うのに相応しい貴重な人材を確保し、その役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない全ての取締役および監査役と責任限定契約を締結できるよう現行定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）および現行定款第 40 条（社外監査役との責任限定契約）について変更を行うものであります。なお、現行定款第 29 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p><u>(2) 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p> <p><u>(3) 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 取締役会の決議により、<u>取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(2) (省略)</u></p> <p><u>(3) (省略)</u></p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (削除)</p> <p>(項数繰上げ、現行どおり)</p> <p>(2) (項数繰上げ、現行どおり)</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 (新設)</p> <p>当社は<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令に定める範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第40条 (新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令に定める範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 : 平成27年9月25日
(2) 定款変更の効力発生日 : 平成27年9月25日

以上